

鹿 児 島 県 公 報

平成30年 3 月 20 日（火）第3400号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 保安林の指定予定 (森づくり推進課取扱い) 1
- 保安林の指定の解除 (3件) (森づくり推進課取扱い) 2
- 保安林の指定施業要件の変更 (森づくり推進課取扱い) 2
- 生活保護法等に基づく医療機関等の指定 (3件) (社会福祉課取扱い) 3
- 家畜伝染病の発生 (畜産課取扱い) 4
- 県営土地改良事業の計画の変更 (4件) (農地整備課取扱い) 4
- 県営土地改良事業の換地計画の決定 (2件) (農地整備課取扱い) 6
- 基本測量の終了 (3件) (監理課取扱い) 6
- 公共測量の終了 (監理課取扱い) 7
- 道路の区域の変更 (2件) (道路維持課取扱い) 7
- 道路の供用の開始 (3件) (道路維持課取扱い) 7
- 都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課取扱い) 8
- 都市計画下水道事業の事業計画の変更認可 (都市計画課取扱い) 8
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (2件) (鹿児島地域振興局取扱い) 9
- (北薩地域振興局取扱い) 9
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (北薩地域振興局取扱い) 9

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 10

正 誤

- 鹿児島県公報第2243号（平成18年11月24日付け）の一部訂正 (都市計画課取扱い) 10
- 鹿児島県公報第3395号の2（平成30年3月2日付け）の一部訂正 (県立大島病院取扱い) 10

告 示

鹿児島県告示第303号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成30年 3 月 20 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林予定森林の所在場所
南九州市川辺町清水字弥兵屋地1133番
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第304号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成30年3月20日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 解除に係る保安林の所在場所
出水市上大川内字大久保2794番128
- 2 保安林として指定された目的
風害の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

鹿児島県告示第305号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成30年3月20日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 解除に係る保安林の所在場所
出水市上大川内字大久保2794番133
- 2 保安林として指定された目的
風害の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

鹿児島県告示第306号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成30年3月20日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 解除に係る保安林の所在場所
出水市上大川内字大久保2794番139
- 2 保安林として指定された目的
風害の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

鹿児島県告示第307号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

平成30年3月20日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年12月14日農林水産省告示第2488号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び垂水市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第308号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関として指定した。

平成30年3月20日

鹿児島県知事 三反園訓

名 称	所 在 地	指定年月日
あいら糖尿病・甲状腺クリニック	始良市東餅田1795番地1	平成29年12月15日
まえだ歯科	始良市平松3601番1	平成29年12月1日
国分生協病院	霧島市国分中央三丁目38番14号	平成29年11月1日
霧島市民薬局	霧島市国分中央三丁目38番16号	平成29年11月1日
沖永良部薬局	大島郡知名町知名595番地	平成30年1月1日
シバタ薬局	出水市高尾野町柴引64番地	平成30年1月1日
澤歯科医院	霧島市牧園町高千穂3914-58澤ビル1階	平成30年1月12日
しもずる薬局	出水市高尾野町下水流761番地3	平成29年12月1日
港町薬局	始良市加治木町港町146番地3	平成30年2月1日
みつば薬局	霧島市隼人町姫城三丁目174-1	平成29年11月1日
百花クリニック	日置市伊集院町徳重338-1番地	平成30年2月1日
松尾歯科医院知名	大島郡知名町大字瀬利覚913番地5	平成29年11月1日
くきた歯科クリニック	いちき串木野市桜町66	平成30年2月1日

鹿児島県告示第309号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関として指定した。

平成30年3月20日

鹿児島県知事 三反園訓

事 業 者		事 業 所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
株式会社メディナイン	薩摩川内市中郷町4620-1バーディー102号	@（あっと）訪問看護ステーション薩摩川内	薩摩川内市中郷町4620-1バーディー102号	平成29年11月1日
株式会社友助会	日置市吹上町花熟里225大福第6ビル1F	訪問看護ステーションラポル	日置市伊集院町徳重三丁目3-15-1号室	平成30年2月1日
株式会社キズナ	出水市緑町33番20号安	訪問看護ステーション	出水市緑町33番20号安	平成29年12月

全ビル202号	ンかけはし	全ビル202号	月1日
---------	-------	---------	-----

鹿児島県告示第310号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術機関として指定した。

平成30年3月20日

鹿児島県知事 三反園訓

氏 名	施術所の名称及び所在地	指定年月日	施術の種類
黒瀬昭仁	遊嬉整骨院 南さつま市加世田村原四丁目8-4	平成29年 11月7日	はり、きゅう
濱屋敷哲太郎	C・A・P整骨院鍼灸院 始良市加治木町新富町18	平成29年 10月1日	柔道整復
上ノ園春樹	上ノ園整骨院 いちき串木野市大里5394	平成29年 11月20日	柔道整復
中村海人	株式会社フレアスフレアス在宅マッサージ霧島 霧島市溝辺町崎森2980-1 ベルアンジュ102	平成29年 11月1日	あん摩マッ サー ジ 指 圧、はり、 きゅう
養母脩花	蔵整骨院 いちき串木野市栄町4-1 セントラルハイツ テナントビルA棟1-2	平成29年 12月14日	柔道整復
山中光	蔵整骨院 いちき串木野市栄町4-1 セントラルハイツ テナントビルA棟1-2	平成29年 12月14日	柔道整復
吉永博	サンテ整骨院 霧島市隼人町内山田一丁目8-13赤池ビル1 階	平成29年 11月16日	柔道整復
益山光広	ひかり整骨院 霧島市横川町中ノ4932-7	平成29年 12月1日	柔道整復

鹿児島県告示第311号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成30年3月20日

鹿児島県知事 三反園訓

家畜伝染病の種類 ヨーネ病（牛）

家畜の種類 牛

患畜及び疑似患畜の区分	発生頭数	発生の場所	発生年月日
患畜	1	志布志市	平成30年3月8日

鹿児島県告示第312号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手支援型）（旧：畑地帯総合整備）（農業用排水施設整備、区画整理及び土層改良）第一南亀地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成30年3月20日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成30年3月22日から同年4月18日まで
- 3 縦覧場所
徳之島町役場耕地課

鹿児島県告示第313号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により，土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手支援型）（旧：畑地帯総合整備）（農業用排水施設整備及び土層改良）第二浅間地区の計画を変更したので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成30年3月20日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成30年3月22日から同年4月18日まで
- 3 縦覧場所
天城町役場農地整備課

鹿児島県告示第314号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により，土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手育成型）（旧：畑地帯総合整備）（区画整理）白瀬地区の計画を変更したので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成30年3月20日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成30年3月22日から同年4月18日まで
- 3 縦覧場所
和泊町役場耕地課

鹿児島県告示第315号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により，土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手育成型）（旧：畑地帯総合整備）（区画整理）第一西原地区の計画を変更したので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成30年3月20日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成30年3月22日から同年4月18日まで

- 3 縦覧場所
知名町役場耕地課

鹿児島県告示第316号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、土地改良事業県営中山間地域総合整備（一般型）大隅地区鍋田換地区の換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成30年3月20日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称
換地計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成30年3月22日から同年4月18日まで
- 3 縦覧場所
曾於市役所耕地課
曾於市大隅支所産業振興課

鹿児島県告示第317号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、土地改良事業県営中山間地域総合整備（一般型）大隅地区前田換地区の換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成30年3月20日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称
換地計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成30年3月22日から同年4月18日まで
- 3 縦覧場所
曾於市大隅支所産業振興課

鹿児島県告示第318号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土地理院長から平成28年8月9日鹿児島県告示第779号で告示した基本測量の実施は、平成30年2月28日終了した旨の通知があった。

平成30年3月20日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第319号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土地理院長から平成29年9月15日鹿児島県告示第957号で告示した基本測量の実施は、平成30年2月28日終了した旨の通知があった。

平成30年3月20日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第320号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土地理院長から平成29年9

月12日鹿児島県告示第949号で告示した基本測量の実施は、平成30年2月28日終了した旨の通知があった。

平成30年3月20日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第321号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、薩摩川内市長から平成29年8月18日鹿児島県告示第884号で告示した公共測量の実施は、平成30年2月28日終了した旨の通知があった。

平成30年3月20日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第322号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成30年3月20日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月20日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	志柄宮ヶ原福山線	曾於市大隅町月野字船迫8964番1地先から同市大隅町月野字花向段9050番2地先まで	前	5.8～23.7	435.1
			後	11.9～50.7	431.5

鹿児島県告示第323号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成30年3月20日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月20日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	志柄宮ヶ原福山線	曾於市大隅町月野字船迫8964番1地先から同市大隅町月野字花向段9050番2地先まで	平成30年3月20日

鹿児島県告示第324号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成30年3月20日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月20日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
-------	-----	-------	--------	-----------------	-----------------

県道	安脚場実久線	大島郡瀬戸内町大字木慈字手久原325番1地先から同町大字木慈字晝間原205番3地先まで	前	9.2～71.1	470.2
			後	7.2～71.1	454.6

鹿児島県告示第325号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成30年3月20日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月20日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	安脚場実久線	大島郡瀬戸内町大字木慈字手久原325番1地先から同町大字木慈字晝間原205番3地先まで	平成30年3月20日

鹿児島県告示第326号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成30年3月20日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月20日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	佐仁万屋赤木名線	奄美市笠利町大字須野字金久12番3地先から32番地先まで	平成30年3月20日

鹿児島県告示第327号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により徳之島町から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成30年3月20日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 徳之島都市計画下水道
 - (2) 名称 徳之島町公共下水道
- 2 関係図書の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課

鹿児島県告示第328号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成30年3月20日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 施行者の名称
曾於市

2 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 末吉都市計画下水道事業
- (2) 名称 曾於市公共下水道

3 事業施行期間

平成9年11月19日から平成36年3月31日まで(変更前平成30年3月31日まで)

4 事業地

- (1) 収用の部分
変更なし
- (2) 使用の部分

平成9年11月19日鹿児島県告示第1682号、平成18年11月24日鹿児島県告示第1792号及び平成21年9月29日鹿児島県告示第1030号の事業地のうち大字二之方字緩毛を削り、同事業地に上町一丁目、上町二丁目、上町三丁目、上町四丁目、上町五丁目、上町六丁目、上町七丁目及び大字二之方字霧島を加える。

鹿児島地域振興局告示第4号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成30年3月20日

鹿児島地域振興局長 本田勝規

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ムーブメントプラス吉野	鹿児島市吉野町4926番8号	株式会社アールアンドシー湘南	神奈川県茅ヶ崎市中海岸三丁目9番64号	山口 泰成	平成30年2月1日	保育所等訪問支援

北薩地域振興局告示第2号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成30年3月20日

北薩地域振興局長 中堂菌哲郎

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
L a r a r a II	薩摩川内市天辰町646番地1	合同会社K i r a r a	薩摩川内市花木町1番9号	木原 直美	平成30年1月1日	放課後等デイサービス

北薩地域振興局告示第3号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成30年3月20日

北薩地域振興局長 中堂菌哲郎

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
就労継続支援A型事業所エール	薩摩川内市高城町1716番地1	株式会社エール	薩摩川内市高城町1716番地1	田原 章雄	平成29年12月1日	就労継続支援A型
さつまふれあい平川の郷	薩摩郡さつま町平川2008-2	特定非営利活動法人さつまふれ	薩摩郡さつま町虎居1435番地7	香妻 政昭	平成29年12月15日	就労継続支援A型

		あい平川の郷			・就労継 続支援B 型
--	--	--------	--	--	-------------------

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第24号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成30年3月20日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CRRAIZINMANX	株式会社A-gon	7P1559
ぱちんこ遊技機	CRRAIZINMANZ	株式会社A-gon	7P1825
ぱちんこ遊技機	CR金の花満開ZX2	株式会社ソフィア	7P1629
ぱちんこ遊技機	CR金の花満開 ぷらちなGL	株式会社ソフィア	7P1819
ぱちんこ遊技機	CRミリオンゴッドディセントY MB	株式会社メーシー	7P1883
ぱちんこ遊技機	CRブラックラグーン3ELA	タイヨーエレック株式会社	7P1837
回胴式遊技機	パチスロ黄門ちやまV/K2	株式会社オリンピア	7S1718
回胴式遊技機	SLOTハイスクール・フリート BU	株式会社ユニバーサル プロス	7S1684
回胴式遊技機	ゆるせぼねDY	株式会社ミズホ	7S1516
回胴式遊技機	蒼き鋼のアルペジオ アルスノヴ ァ2/ZS	タイヨーエレック株式 会社	7S1689

正 誤

平成18年11月24日付け鹿児島県公報第2243号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
4	左側下から8行目 及び6行目並びに 右側上から3行目、 9行目、11行目及 び19行目	大字末吉町	大字

平成30年3月2日付け鹿児島県公報第3395号の2中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
26	上から23行目	6人	3人
	上から24行目	4人	2人